

目 次

平成31年3月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第2号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第3号	箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第4号	箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
5	議案第5号	箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第6号	箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第7号	平成30年度箱根町一般会計補正予算(第4号)
8	議案第8号	平成30年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
9	議案第9号	平成30年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
10	議案第10号	平成31年度箱根町一般会計予算
11	議案第11号	平成31年度箱根町国民健康保険特別会計予算
12	議案第12号	平成31年度箱根町後期高齢者医療特別会計予算
13	議案第13号	平成31年度箱根町介護保険特別会計予算
14	議案第14号	平成31年度箱根町温泉財産区特別会計予算
15	議案第15号	平成31年度箱根町宮城野財産区特別会計予算

NO	議案番号	件 名
16	議案第16号	平成31年度箱根町仙石原財産区特別会計予算
17	議案第17号	平成31年度箱根町蛸川財産区特別会計予算
18	議案第18号	平成31年度箱根町温泉特別会計予算
19	議案第19号	平成31年度箱根町育英奨学金特別会計予算
20	議案第20号	平成31年度箱根町水道事業会計予算
21	議案第21号	平成31年度箱根町公共下水道事業会計予算
22	議案第22号	工事請負契約の一部変更について
23	議案第23号	箱根町指定金融機関の指定について

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）について

別紙、平成 30 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）のとおりに

平成 31 年 2 月 20 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

（提案理由）

県知事及び県議会議員選挙の既定予算を補正する必要が生じたため、平成 30 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

平成 30 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 1 月 31 日

箱根町長 山 口 昇 士

平成 30 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）

平成 30 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,072 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,939,181 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 県支出金		479,166	1,072	480,238
	15 県委託金	44,295	1,072	45,367
歳 入 合 計		11,938,109	1,072	11,939,181

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,815,396	1,072	2,816,468
	20 選挙費	11,364	1,072	12,436
歳出	合計	11,938,109	1,072	11,939,181

平成 30 年度箱根町一般会計歳入歳出補正予算（専決第 2 号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
50 県支出金	479,166	1,072	480,238
歳入合計	11,938,109	1,072	11,939,181

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,815,396	1,072	2,816,468	1,072	0	0	0
歳出合計	11,938,109	1,072	11,939,181	1,072	0	0	0

2 歳入

(款) 50 県支出金

(項) 15 県委託金

目	補正前の額	補正額	計
10 総務費県委託金	40,439	1,072	41,511
計	44,295	1,072	45,367

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 20 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 県知事及び 県議会議員 選挙費	5,021	1,072	6,093	1,072	0	0	0
計	11,364	1,072	12,436	1,072	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
20 選挙費県委託金	1,072	30 県知事及び県議会議員選挙費県委託金追加 1,072

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	332	01-01-01 報酬追加…………… 332
3 職員手当等	351	(報酬)
9 旅費	42	01-02 選挙管理委員会委員報酬追加 111
11 需用費	△261	01-03 投票管理者等報酬追加 221
13 委託料	500	
18 備品購入費	108	01-01-02 職員給与費追加…………… 351
		01-05-01 経常経費追加…………… 389
		(旅費)
		09-02 費用弁償追加 42
		(需用費)
		11-03 食糧費追加 41
		11-04 印刷製本費更正減 △302
		(委託料)
		13-57 移動期日前投票所用備品作成委託料 500
		(備品購入費)
		18-05 選挙用備品購入費 108

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,689	48,842	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	18,612	92,693	
	その他の 特別職	605	31,218	-	-	-	-	31,218	9,998	41,216	
	計	622	84,114	25,980	31,617	-	7,741	149,452	33,299	182,751	
補正前	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,689	48,842	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	18,612	92,693	
	その他の 特別職	584	30,886	-	-	-	-	30,886	9,998	40,884	
	計	601	83,782	25,980	31,617	-	7,741	149,120	33,299	182,419	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0.0)	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0.0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	21	332	-	-	-	-	332	0	332	
	計	21	332	0	0	0	0	332	0	332	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	331	-	1,247,930	997,246	2,245,176	431,256	2,676,432	
補正前	331	-	1,247,930	996,895	2,244,825	431,256	2,676,081	
比 較	0	-	0	351	351	0	351	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 地 域 通 勤 期 末 勤 勉 管 理 職 特 殊 勤 務	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	39,880	-	46,890	291,201	206,125	39,001	2,214		
	補正前	39,880	-	46,890	291,201	206,125	39,001	2,214		
	比 較	0	-	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 時 間 外 勤 務 住 居 管 理 職 員 児 童 退 職	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	1,452	90,763	26,163	1,571	19,810	232,176		
	補正前	1,452	90,412	26,163	1,571	19,810	232,176		
	比 較	0	351	0	0	0	0		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当等	351	選挙執行日決定による増	351 時間外勤務手当 351千円	選挙執行日 平成31年4月7日 (当初想定日 平成31年4月14日)

議案第 2 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町の財政状況を鑑み、財源確保策として特別職の給与削減を行うこととしたため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

- 15 平成 31 年 6 月及び同年 12 月の期末手当の額は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

人事院勧告を踏まえ時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所
要の措置を講ずることに加え、職員の勤労意欲向上を目的として休暇制度を変
更するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出する
ものである。

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条第1項中「1の年」を「1年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第14条の2第2項ただし書中「1暦年」を「1年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員に係る施行日から平成32年3月31日までの間の年次休暇の日数については、改正後の箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年1月1日(同日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にとっては、当該新たに職員となった日)において改正前の箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条第1項及び第2項の規定により受けることができた日数から、平成31年1月1日から施行日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に5日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員においては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲で町長が別に定める日数)を加えた日数とする。

議案第 4 号

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 86 号)が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するもの。

箱根町町税条例等の一部を改正する条例

(箱根町町税条例の一部改正)

第1条 箱根町町税条例(昭和51年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第13条中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第28条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)」を「軽自動車等」に、「ついでには、軽自動車税」を「対しては、種別割」に改め、同条を第28条の7とし、第2章第3節中同条の前に次の6条を加える。

(軽自動車税の納税義務者等)

第28条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第28条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課

する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第28条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第28条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の申告納付）

第28条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）

は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

第28条の6 町長は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対し、その取得者に課する環境性能割を減免することができる。

(1) 公益のため直接専用するものと認められる3輪以上の軽自動車

(2) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得する3輪以上の軽自動車（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者と生計を一にする者が取得する3輪以上の軽自動車を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する3輪以上の軽自動車（1台に限る。）

(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである3輪以上の軽自動車

(4) その他特別の理由があると認められる3輪以上の軽自動車

2 前項第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長において必要と認める書類を提示しなければならない。

3 第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該3輪以上の軽自動車の提示（町長が、当該3輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。

4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。

第29条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各

号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第30条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第31条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「法施行規則第33号の4様式」を「施行規則第33号の4の2様式」に、「並びに原動機付自転車」を「原動機付自転車」に、「法施行規則第33号の5様式」を「施行規則第33号の5様式」に改め、同条第2項中「法施行規則第33号の4様式」を「施行規則第33号の4の2様式」に、「法施行規則第33号の5様式」を「施行規則第33号の5様式」に改め、同条第3項中「法施行規則第33号の4様式」を「施行規則第33号の4の2様式」に、「法施行規則第34号様式」を「施行規則第34号様式」に改める。

第32条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「法第442条の2第2項」を「法第444条第1項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第33条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第2号中「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）」を「身体障害者」に、「精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）」を「精神障害者」に、「当該身体障害、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「当該身体障害者、当該身体障害者等」に、「生活する者」を「構成される世帯の者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第34条第2項中「法第442条の2第3項ただし書又は法第443条」を「法第443条第3項ただし書又は法第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「所在しないこととなったときは」を「所在しないこととなったとき」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第43条第1項第2号中「第31条」を「第28条の5第1項又は第31条」に改め、同項第4号中「第32条」を「第28条の5第2項又は第32条」に改める。

附則第31項を削る。

附則第32項中「初回車両番号指定」を「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第33項中「附則第36項及び附則第37項」を「附則第35項及び附則第36項」に改め、同項を附則第32項とし、附則第34項を附則第33項とする。

附則第35項中「附則第32項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第36項中「附則第33項」を「附則第32項」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第37項中「附則第34項」を「附則第33項」に改め、同項を附則第36項とし、附則に次の8項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

37 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第9条までの規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

38 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

39 町長は、当分の間、第28条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

40 第28条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

41 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

42 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

43 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

44 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 箱根町町税条例等の一部を改正する条例(平成26年箱根町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「3輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税」を「3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割」に、「附則第24項の規定」を「附則第44項の規定」に改め、同項の表を次のように改める。

第29条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第29条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円

a	10,800 円	7,200 円	
第 29 条第 2 号ア(ウ)	3,800 円	3,000 円	
b	5,000 円	4,000 円	
附則第 44 項	第 29 条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年箱根町条例第 12 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条	
附則第 44 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(イ)	
		3,900 円	3,100 円
附則第 44 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) a	
		6,900 円	5,500 円
		10,800 円	7,200 円
附則第 44 項の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) b	
		3,800 円	3,000 円

	5,000 円	4,000 円
--	---------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の箱根町町税条例（以下「新条例」という。）第13条の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 15 号）が、平成 31 年 1 月 25 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 17 条の 4 第 1 項中「58 万円」を「61 万円」に改め、同項第 2 号中「27 万 5 千円」を「28 万円」に改め、同項第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「58 万円」を「61 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の箱根町国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 に基づき、町立小・中学校に学校運営協議会を設置するにあたり、学校運営協議会委員の報酬について定める必要があり、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 39 号を第 40 号とし、第 38 号の次に次の 1 号を加える。

(39) 箱根町学校運営協議会委員

第 3 条第 1 項中「第 39 号」を「第 40 号」に改め、同条第 2 項中「第 38 号」を「第 39 号」に改める。

別表箱根町鳥獣被害対策実施隊員の項の次に次のように加える。

箱根町学校運営協議会委員	年額 10,000 円
--------------	-------------

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

平成30年度箱根町一般会計補正予算（第4号）

平成30年度箱根町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152,247千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,786,934千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成31年2月20日提出

箱根町長 山口昇士

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		571,052	△1,360	569,692
	05 国庫負担金	223,501	△4,133	219,368
	10 国庫補助金	344,844	2,773	347,617
50 県支出金		480,238	△16,261	463,977
	05 県負担金	161,697	△16,688	145,009
	10 県補助金	273,174	427	273,601
60 寄付金		635,110	△143,792	491,318
	05 寄付金	635,110	△143,792	491,318
65 繰入金		267,994	8,271	276,265
	05 基金繰入金	259,925	8,271	268,196
75 諸収入		84,576	895	85,471
	25 雑入	68,927	895	69,822
歳 入	合 計	11,939,181	△152,247	11,786,934

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,816,468	△139,330	2,677,138
	05 総務管理費	2,588,620	△139,330	2,449,290
15 民生費		1,678,133	△26,110	1,652,023
	05 社会福祉費	1,077,358	△28,103	1,049,255
	10 児童福祉費	600,153	1,993	602,146
20 衛生費		1,189,120	6,218	1,195,338
	05 保健衛生費	396,509	6,218	402,727
30 観光費		539,405	3,573	542,978
	05 観光費	539,405	3,573	542,978
45 教育費		2,831,064	3,402	2,834,466
	30 保健体育費	49,745	3,402	53,147
歳出	合計	11,939,181	△152,247	11,786,934

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
20 衛生費	05 保健衛生費	斎場事務広域化推進事業	15,330千円
20 衛生費	05 保健衛生費	風しん対策事業	6,218千円
45 教育費	30 保健体育費	地域スポーツ施設等整備事業	3,402千円

平成30年度箱根町一般会計歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	571,052	△1,360	569,692
50 県支出金	480,238	△16,261	463,977
60 寄付金	635,110	△143,792	491,318
65 繰入金	267,994	8,271	276,265
75 諸収入	84,576	895	85,471
歳入合計	11,939,181	△152,247	11,786,934

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出	地方債	その他	
10 総務費	2,816,468	△139,330	2,677,138	0	0	△143,027	3,697
15 民生費	1,678,133	△26,110	1,652,023	△20,102	0	0	△6,008
20 衛生費	1,189,120	6,218	1,195,338	2,481	0	0	3,737
30 観光費	539,405	3,573	542,978	0	0	130	3,443
45 教育費	2,831,064	3,402	2,834,466	0	0	0	3,402
歳出合計	11,939,181	△152,247	11,786,934	△17,621	0	△142,897	8,271

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 05 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
15 民生費国庫負担金	223,279	△4,133	219,146
計	223,501	△4,133	219,368

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

15 民生費国庫補助金	11,006	292	11,298
20 衛生費国庫補助金	325	2,481	2,806
計	344,844	2,773	347,617

(款) 50 県支出金

(項) 05 県負担金

15 民生費県負担金	159,987	△16,688	143,299
計	161,697	△16,688	145,009

(款) 50 県支出金

(項) 10 県補助金

09 民生費県補助金	28,383	427	28,810
計	273,174	427	273,601

(款) 60 寄付金

(項) 05 寄付金

10 総務費寄付金	3,500	1,078	4,578
20 観光費寄付金	760	130	890
35 ふるさと納税寄付金	630,000	△145,000	485,000
計	635,110	△143,792	491,318

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	250,343	8,271	258,614
計	259,925	8,271	268,196

(款) 75 諸収入

(項) 25 雑入

10 雑入	68,893	895	69,788
計	68,927	895	69,822

(単位：千円)

節		金額	説明		
区分					
05	社会福祉費国庫負担金	△4,133	05	国民健康保険基盤安定国庫負担金更正減	△4,133

05	社会福祉費国庫補助金	292	15	地域生活支援事業等国庫補助金追加	292
05	保健衛生費国庫補助金	2,481	10	感染症予防事業費等国庫補助金追加	2,481

05	社会福祉費県負担金	△16,688	05	国民健康保険基盤安定県負担金更正減	△16,688
----	-----------	---------	----	-------------------	---------

05	社会福祉費県補助金	146	48	障がい者自立支援事業等県補助金追加	146
10	児童福祉費県補助金	281	10	小児医療費助成事業費県補助金追加	281

05	総務管理費寄付金	1,078	05	箱根トラスト推進事業指定寄付金追加	1,078
05	観光費寄付金	130	15	環境美化事業指定寄付金	130
05	ふるさと納税寄付金	△145,000	03	一般寄付金更正減	△145,000

05	財政調整基金繰入金	8,271	05	財政調整基金繰入金追加	8,271
----	-----------	-------	----	-------------	-------

05	総務費雑入	895	51	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	895
----	-------	-----	----	--------------------	-----

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 企画費	319,691	△56,317	263,374	0	0	△56,317	0
60 コミュニティ活動推進費	31,135	0	31,135	0	0	895	△895
70 諸費	14,016	4,592	18,608	0	0	0	4,592
75 財政調整基金費	741,467	△87,605	653,862	0	0	△87,605	0
計	2,588,620	△139,330	2,449,290	0	0	△143,027	3,697

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

05 社会福祉総務費	323,398	△28,103	295,295	△20,821	0	0	△7,282
10 心身障がい者福祉費	311,889	0	311,889	438	0	0	△438
計	1,077,358	△28,103	1,049,255	△20,383	0	0	△7,720

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	107,826	1,993	109,819	281	0	0	1,712
計	600,153	1,993	602,146	281	0	0	1,712

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 使用料及び 賃借料	△63,395	05-01-01 箱根トラスト推進事業追加……………	1,078
		25-01 積立金追加	1,078
19 負担金補助 及び交付金	6,000	05-30-01 ふるさと納税促進事業更正減……………	△57,395
25 積立金	1,078	14-01 使用料及び賃借料更正減	△63,395
		19-91 交付金追加	6,000
		財源振替	
		05-10-01 集会所等整備事業……………	財源内訳更正
23 償還金 利子及び割引料	4,592	01-05-01 経常経費追加……………	4,592
		(償還金利子及び割引料)	
		23-02 過年度過誤納還付金追加	1,300
		23-05 過年度過誤納還付金(福祉課)追加	2,367
		23-08 過年度過誤納還付金(子育て支援課)	925
25 積立金	△87,605	01-05-01 経常経費更正減……………	△87,605
		(積立金)	
		25-51 財政調整基金積立金更正減	△87,605

28 繰出金	△28,103	05-01-01 国民健康保険特別会計繰出金更正減……………	△28,103
		28-01 繰出金更正減	△28,103
		財源振替	
		01-05-01 心身障がい者福祉経常経費……………	財源内訳更正

20 扶助費	1,993	05-01-01 小児医療費助成事業追加……………	1,993
		20-01 扶助費追加	1,993

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 予防費	29,106	6,218	35,324	2,481	0	0	3,737
計	396,509	6,218	402,727	2,481	0	0	3,737

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

15 観光施設費	150,408	3,573	153,981	0	0	0	3,573
30 観光美化推進費	14,104	0	14,104	0	0	130	△130
計	539,405	3,573	542,978	0	0	130	3,443

(款) 45 教育費

(項) 30 保健体育費

10 体育施設費	43,510	3,402	46,912	0	0	0	3,402
計	49,745	3,402	53,147	0	0	0	3,402

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	435	05-07-01 風しん対策事業	6,218
12 役務費	55	11-04 印刷製本費	435
13 委託料	5,728	12-01 役務費	55
		13-01 委託料	5,728

19 負担金補助 及び交付金	3,573	05-01-01 観光街路灯整備補助金交付事業追加	3,573
		19-51 補助金追加	3,573
		財源振替	
		01-05-01 経常経費	財源内訳更正
		05-01-01 花いっぱい事業	財源内訳更正

15 工事請負費	3,402	05-12-01 地域スポーツ施設等整備事業追加	3,402
		15-01 工事請負費	3,402

議案第8号

平成30年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,306千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,553,190千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

箱根町長 山口昇士

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		0	23	23
	10 国庫補助金	0	23	23
35 繰入金		167,975	△28,103	139,872
	05 他会計繰入金	167,975	△28,103	139,872
45 諸収入		1,700	2,774	4,474
	10 預金利子	0	21	21
	15 雑入	90	2,753	2,843
歳 入 合 計		1,578,496	△25,306	1,553,190

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		1,098,008	△26,211	1,071,797
	05 療養諸費	960,813	△26,211	934,602
25 保健事業費		12,360	145	12,505
	05 保健事業費	809	145	954
30 基金積立金		1,963	22	1,985
	05 基金積立金	1,963	22	1,985
35 諸支出金		12,493	738	13,231
	05 償還金及び還付加算金	12,443	738	13,181
歳出	合計	1,578,496	△25,306	1,553,190

平成 30 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算（第 3 号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	0	23	23
35 繰入金	167,975	△28,103	139,872
45 諸収入	1,700	2,774	4,474
歳入合計	1,578,496	△25,306	1,553,190

2 歳入

（款）15 国庫支出金

（項）10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
30 災害臨時特例補助金	0	23	23
計	0	23	23

（款）35 繰入金

（項）05 他会計繰入金

05 一般会計繰入金	167,975	△28,103	139,872
計	167,975	△28,103	139,872

（款）45 諸収入

（項）10 預金利子

05 預金利子	0	21	21
計	0	21	21

（款）45 諸収入

（項）15 雑入

05 一般被保険者第三者納付金	10	2,753	2,763
計	90	2,753	2,843

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	1,098,008	△26,211	1,071,797	0	0	△4,747	△21,464
18 国民健康保険事業 費納付金	372,743	0	372,743	0	0	△23,356	23,356
25 保健事業費	12,360	145	12,505	0	0	0	145
30 基金積立金	1,963	22	1,985	0	0	0	22
35 諸支出金	12,493	738	13,231	0	0	0	738
歳出合計	1,578,496	△25,306	1,553,190	0	0	△28,103	2,797

(単位:千円)

節		金額	説明
区分			
05 災害臨時特例補助金		23	05 災害臨時特例補助金 23

06 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)	△19,495	05 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分) 更正減	△19,495
08 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△8,266	05 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 更正減	△8,266
20 財政安定支援事業繰入金	△342	05 財政安定支援事業繰入金更正減	△342

05 預金利子	21	05 歳計現金預金利子	21
---------	----	-------------	----

05 一般被保険者第三者納付金	2,753	05 一般被保険者第三者納付金追加	2,753
-----------------	-------	-------------------	-------

3 歳出

(款) 10 保険給付費

(項) 05 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 一般被保険者療養給付費	944,500	△26,211	918,289	0	0	△4,747	△21,464
計	960,813	△26,211	934,602	0	0	△4,747	△21,464

(款) 18 国民健康保険事業費納付金

(項) 05 国民健康保険事業費納付金

05 医療給付費	247,687	0	247,687	0	0	△15,379	15,379
10 後期高齢者支援金	94,227	0	94,227	0	0	△6,073	6,073
15 介護納付金	30,829	0	30,829	0	0	△1,904	1,904
計	372,743	0	372,743	0	0	△23,356	23,356

(款) 25 保健事業費

(項) 05 保健事業費

05 保健衛生普及費	809	145	954	0	0	0	145
計	809	145	954	0	0	0	145

(款) 30 基金積立金

(項) 05 基金積立金

05 国民健康保険運営準備基金積立金	1,963	22	1,985	0	0	0	22
計	1,963	22	1,985	0	0	0	22

(款) 35 諸支出金

(項) 05 償還金及び還付加算金

15 償還金	9,933	738	10,671	0	0	0	738
計	12,443	738	13,181	0	0	0	738

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助 及び交付金	△26,211	01-05-01 一般被保険者療養給付費更正減…………… △26,211 (負担金補助及び交付金) 19-02 一般医療給付費更正減…………… △26,211

		財源振替
		01-05-01 一般被保険者医療給付費…………… 財源内訳更正
		財源振替
		01-05-01 一般被保険者後期高齢者支援金…………… 財源内訳更正
		財源振替
		01-05-01 介護納付金…………… 財源内訳更正

12 役務費	145	01-05-01 保健衛生普及費追加…………… 145 (役務費) 12-51 第三者損害賠償事務手数料追加…………… 145
--------	-----	---

25 積立金	22	01-05-01 国民健康保険運営準備基金積立金追加…………… 22 (積立金) 25-51 国民健康保険運営準備基金積立金追加…………… 22
--------	----	--

23 償還金利子 及び割引料	738	01-05-01 償還金…………… 738 (償還金利子及び割引料) 23-56 災害臨時特例補助金過年度返還金…………… 28 23-58 高額医療費共同事業負担金過年度返還金…………… 710
-------------------	-----	---

議案第9号

平成30年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,789千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,372,244千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

箱根町長 山口昇士

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 繰越金		33,230	25,789	59,019
	05 繰越金	33,230	25,789	59,019
歳入	合計	1,346,455	25,789	1,372,244

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 基金積立金		17,955	25,789	43,744
	05 基金積立金	17,955	25,789	43,744
歳出	合計	1,346,455	25,789	1,372,244

平成 30 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
50 繰越金	33,230	25,789	59,019
歳入合計	1,346,455	25,789	1,372,244

2 歳入

（款）50 繰越金

（項）05 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	33,230	25,789	59,019
計	33,230	25,789	59,019

3 歳出

（款）20 基金積立金

（項）05 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 介護保険給 付費支払基 金積立金	17,955	25,789	43,744	0	0	0	25,789
計	17,955	25,789	43,744	0	0	0	25,789

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
20 基金積立金	17,955	25,789	43,744	0	0	0	25,789
歳出合計	1,346,455	25,789	1,372,244	0	0	0	25,789

(単位:千円)

節		金額	説明
区分			
05 前年度繰越金		25,789	05 前年度繰越金追加 25,789

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
25 積立金	25,789	01-05-01 介護保険給付費支払基金積立金追加…………… 25,789 (積立金) 25-51 介護保険給付費支払基金積立金追加 25,789

議案第 22 号

工事請負契約の一部変更について

中学校校舎等整備事業 箱根中学校校舎等長寿命化改良工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

請負契約金額

当初の金額 1,620,000,000 円を
1,643,241,600 円に改める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

平成 30 年 6 月 12 日に議決を得た「中学校校舎等整備事業 箱根中学校校舎等長寿命化改良工事」に関する「議案第 46 号 工事請負契約の締結について」の設計内容の変更を要するため、請負契約金額を変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 23 号

箱根町指定金融機関の指定について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条第 2 項の規定に基づき、箱根町指定金融機関として、平成 31 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まではさがみ信用金庫を、平成 32 年 7 月 1 日以降は、1 年交替でスルガ銀行株式会社、株式会社横浜銀行、さがみ信用金庫の順序に従い指定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町の指定金融機関については、3 年に 1 回、3 箇年の指定を行っており、現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行の指定期間が平成 31 年 6 月 30 日をもって終了するため、平成 31 年 7 月 1 日以降の指定金融機関の指定を行うものであるが、町及び金融機関の業務効率化を図るため、平成 31 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まではさがみ信用金庫を、平成 32 年 7 月 1 日以降は 1 年交替でスルガ銀行株式会社、株式会社横浜銀行、さがみ信用金庫の順序に従い指定し、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせたいので、本案を提出するものである。

